

神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成4年神奈川県条例第48号）第7条の規定に基づき、神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会（以下「協議会」という。）の調査専門組織の設置及びその運営に関し必要な事項を定める。

(幹事会)

第2条 協議会に、幹事会を置く。

2 幹事会は、協議会で調査審議する次に掲げる事項について検討し、協議会に報告する。

(1) 総量削減計画で目標とすべき削減量に関すること。

(2) 総量削減計画を達成すべき期間及び施策に関すること。

(3) その他前2号の検討に必要な調査に関すること。

3 幹事会は、別表第1に掲げる職にある者で構成する。

4 幹事会に幹事長を置き、神奈川県環境農政局長を充てる。

5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

(調査部会)

第3条 幹事会に、第一調査部会及び第二調査部会を置く。

2 各調査部会は、前条第2項各号に規定する事項の具体的な内容について調査し、その結果を幹事会に報告する。

3 各調査部会は、別表第2の左欄に掲げる調査部会ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる機関の同表の右欄に掲げる職にある者で構成する。

4 各調査部会に部会長を置き、神奈川県環境農政局環境部環境課長を充てる。

5 各調査部会の会議は、部会長が招集し、部会長または部会長が指名する職員がその議長となる。

6 部会長は、必要に応じ、調査の補助に資するためのワーキンググループを設けることができる。

(関係者の出席)

第4条 幹事会及び調査部会において必要があるときは、関係機関の職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

2 協議会、幹事会及び調査部会において必要があるときは、ウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるものをいう。）等を利用して会議を開催、または会議に出席することができる。この場合、神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会条例（平成4年12月22日条例第48号）第5条第2項に規定する出席に含めるものとする。

3 協議会、幹事会及び調査部会について、合議によらないことをもって議事の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるとき、その他、やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると認めるときは、会長、幹事長及び部会長は会議の招集に代えて、書面で委員及び構成員の意見を聴取できるとともに、それぞれの議決に代えることができる。

(調査資料の管理)

第5条 協議会において収集又は作成した資料の管理方法については、調査部会において定める。

(庶務)

第6条 幹事会及び各調査部会の庶務は、神奈川県環境農政局環境部環境課において処理をする。

附 則

この要綱は、平成 5 年 2 月 1 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 5 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 8 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月22日から施行する。

別表第1（第2条関係）

機 関 名	職 名
神奈川県	環境農政局長
	県土整備局長
神奈川県警察本部	交通部長
関東農政局	経営・事業支援部食品企業課長
関東経済産業局	資源エネルギー環境部 環境・資源循環経済課長
関東運輸局	交通政策部環境・物流課長
関東地方整備局	環境調整官
東日本高速道路株式会社関東支社	技術部長
中日本高速道路株式会社東京支社	保全・サービス事業部長
首都高速道路株式会社	計画・環境部長
神奈川県道路公社	理事
横浜市	環境創造局長
	道路局長
川崎市	環境局長
	建設緑政局長
相模原市	環境経済局長
	都市建設局長
市長会会長の推薦で首長が委員に就任している4市 （横浜市、川崎市及び相模原市を除く）	環境担当部局長
町村会会長の推薦で首長が委員に就任している3町村	環境担当部長
神奈川県消費者団体連絡会	事務局長
NPO神奈川県消費者の会連絡会	事務局長
(一社)神奈川県トラック協会	常務理事
(一社)神奈川県バス協会	専務理事

別表第2（第3条関係）

調査部会名	機 関 名	職 名
第一	神奈川県	環境農政局環境部環境課長
		県土整備局都市部交通企画課長
		県土整備局道路部道路企画課長
		県土整備局道路部道路管理課長
		県土整備局道路部道路整備課長
	神奈川県警察本部	交通部交通規制課長
	関東農政局	経営・事業支援部食品企業課課長補佐
	関東経済産業局	資源エネルギー環境部環境・資源循環経済課課長補佐
	関東運輸局	交通政策部環境・物流課課長補佐
	関東地方整備局	横浜国道事務所調査課長
		川崎国道事務所計画課長
		相武国道事務所計画課長
	東日本高速道路株式会社関東支社	技術部技術企画課長
	中日本高速道路株式会社東京支社	総務企画部企画調整課長
	首都高速道路株式会社	計画・環境部都市環境創造課長
	神奈川県道路公社	事業企画部事業企画課長
	横浜市	環境創造局環境保全部 大気・音環境課長
		道路局計画調整部企画課長
	川崎市	環境局環境対策部 地域環境共創課長
		建設緑政局総務部企画課 計画調整担当課長
相模原市	環境経済局 環境保全課長	
	都市建設局土木部 道路計画課長	

調査部会名	機 関 名	職 名
第二	神奈川県	環境農政局環境部環境課長
		横須賀三浦地域県政総合センター環境部長
		県央地域県政総合センター環境部長
		湘南地域県政総合センター環境部長
		県西地域県政総合センター環境部長
	横須賀市	環境部環境保全課長
	平塚市	環境部環境政策課長
	鎌倉市	環境部環境保全課長
	藤沢市	環境部環境保全課長
	小田原市	環境部環境保護課長
	茅ヶ崎市	環境部環境政策課長
	逗子市	環境都市部資源循環課長
	三浦市	都市環境部環境課長
	秦野市	環境産業部生活環境課長
	厚木市	環境農政部生活環境課長
	大和市	環境施設農政部生活環境保全課長
	伊勢原市	経済環境部環境対策課長
	海老名市	経済環境部環境政策課長
	座間市	くらし安全部ゼロカーボン推進課長
	南足柄市	環境経済部環境課長
	綾瀬市	市民環境部環境保全課長
	葉山町	環境部環境課長
	寒川町	環境経済部環境課長
	大磯町	産業環境部環境課長
	二宮町	都市部生活環境課長
	中井町	環境上下水道課長
	大井町	生活環境課長
	松田町	環境上下水道課長
	山北町	環境課長
	開成町	環境上下水道課長
	箱根町	環境整備部環境課長
	真鶴町	税務町民課長
	湯河原町	環境課長
	愛川町	環境経済部環境課長
清川村	税務住民課長	